

○電子申請の注意点

〈注意事項〉

- ・迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-mihara@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
- ・携帯電話メールの初期設定で URL リンク付きメールを拒否する設定をされている場合は、メール受信が可能な設定に変更してください。
- ・市税の滞納により不支給となった場合は、その滞納を解消した後に、再度申請する必要があります。

1. 利用者登録等について

(1) 利用者ログイン

三原市 電子申請システム

手続き検索 申請状況確認 職責署名検証 ヘルプ よくある質問 ログイン

利用者管理

ホーム > 利用者ログイン

利用者ログイン	
手続き名	【テスト7/27】令和8年度三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
受付時期	2026年7月27日9時00分～2026年7月28日9時00分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録されたことのない場合](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

[ログイン >](#)

利用者登録をしない場合は、こちらをクリック
※過去に三原市の電子申請システムで利用者登録をしたことがない場合

過去に三原市の電子申請システムの利用者登録をしたことがある場合は、こちらからログインしてください。

⇒ 次ページへ続く

(2) 手続き説明

[手続き検索](#)
[申請状況確認](#)
[職責署名検証](#)
[ヘルプ](#)
[よくある質問](#)
[ログイン](#)

手続き申込

[ホーム](#)
[利用者ログイン](#)
[手続き説明](#)

手続き説明

手続き名	【テスト7/27】令和8年度三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書 [お気に入り登録]
説明	【概要】 (1) 目的 物価高騰等の影響による厳しい経営状況の中、雇用維持及び人材確保のために賃上げを行った市内の中小企業等を支援するものです。 (2) 補助金の額 ・基本給単価を2%以上賃上げを行った労働者1人につき、2万円を補助します。 ・上限は、1事業者につき、1回10万円（5人分）です。 ・申込は、1事業者1回限りです。 (3) 対象者 ・市内に本社、本店又は主たる事業所がある法人 ・市内に代表者の住所及び事業所がある個人事業主 ・市税の滞納がないこと ほか (4) 受付期間 ・令和8年7月3日（月）9時～令和9年1月29日（金）17時 ※土日は、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。 (5) 申請方法 ・オンライン申請 ※オンライン申請が難しい場合は、従来書類を専用窓口まで持参 (6) 申請書等類 ・三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式1号） ※オンライン申請は、必要事項を専用フォームへ入力 ・労働条件通知書の写し又は、雇用契約書の写し（対象労働者分） ・賃上げ前・後の賃金台帳の写し（対象労働者分） ・令和7年分の青色申告決算書の写し（個人事業主のみ） ※青色申告書ではない場合は、収支内訳書の写し ほか (7) 申請から決定の流れ 申請内容を確認し、交付決定となった場合は交付決定通知書兼額の決定通知書をお送りします。 ※別、申請月の翌月末頃に振り込みます。 【例】 申 請：令和8年9月24日 交付決定：令和8年10月中旬 支 払：令和8年10月30日頃
受付時間	2026年7月27日9時00分～2026年7月28日9時00分
問い合わせ先	賃上げ支援事業補助金窓口
電話番号	0848-67-6018
FAX番号	
メールアドレス	shoko@city.mihara.hiroshima.jp

[＜利用規約＞](#)

***** 利用登録をされる方へ *****

登録されたID及び利用者情報につきましては、広島県及び県内全市町村で共通管理されます。

広島県・全市町村共同利用型電子申請システム利用者規約

1. 目的
この規約は、利用者が広島県・全市町村共同利用型電子申請システム（以下「システム」という）を利用して広島県及び県内全市町村（以下「県内諸市町村」という）に申請・届出等の手続きを行うために必要な事項を定めるものです。

***** 利用登録の目的 *****

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけるものとみなします。

上記をご理解いただきましたら、同意してください。

受付時間は2026年7月27日9時00分～2026年7月28日9時00分です。
「申込」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込できません。

[＜ 一覧へ戻る](#)
[同意する >](#)

制度の説明及び〈利用規約〉を確認し、「同意する」をクリック

(3) 利用者 ID

[手続き検索](#)
[申請状況確認](#)
[職責署名検証](#)
[ヘルプ](#)
[よくある質問](#)
[ログイン](#)

手続き申込

[ホーム](#)
[利用者ログイン](#)
[手続き説明](#)
[利用者ID入力](#)

利用者ID入力

【テスト7/27】令和8年度三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。

入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。

URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。

また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「city-mihara@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。

なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。

最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス **必須**

メールアドレス（確認用） **必須**

[説明へ戻る](#)
[完了する >](#)

連絡がとれるメールアドレスを入力し、「完了する」をクリック

入力したメールアドレスに、申請フォームのリンクが記載されたメールが届くので、リンク先の申請フォームから申請してください。

2. 添付ファイルの添付方法について

(1) 各必要書類の項目にある「添付ファイル」からデータを添付

(1人目) 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し 添付ファイル 必須

対象となる労働者（1人目）の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写しを添付してください。
※添付可能なファイル数は1つです。

(1人目) 賃上げ前の賃金台帳の写し 添付ファイル 必須

対象となる労働者（1人目）の賃上げ前の賃金台帳の写しを添付してください。
※添付可能なファイル数は1つです。

(1人目) 賃上げ後の賃金台帳の写し 添付ファイル 必須

対象となる労働者（1人目）の賃上げ後の賃金台帳の写しを添付してください。
※添付可能なファイル数は1つです。

クリック

(2) ①「ファイルの選択」からデータを選択 ⇒ ②「添付する」

添付ファイル選択

申込に必要な添付ファイルを選択してください。

<

- ・ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。
- ・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- ・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。

手続き名	【テスト7/27】 令和8年度三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
項目名	(1人目) 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
添付できるファイル数	1

添付ファイル

ファイルを選択してください ①

ファイルの選択 すと.pdf

添付する ②

< 入力へ戻る

(3) ③添付結果を確認 ⇒ ④「入力へ戻る」

添付ファイル選択	
申込に必要な添付ファイルを選択してください。 < ・ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。 ・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。 ・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。	
手続き名	【テスト7/27】 令和8年度三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
項目名	(1人目) 労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
添付できるファイル数	1

添付ファイル	
ファイルを選択してください	
ファイルの選択 ファイルが選択されていません	
添付結果	
てすと.pdf	削除
< 入力へ戻る	

③添付結果を確認し、データタイトル
が記載されていれば添付完了

④必ず「入力へ戻る」から
入力画面へ戻ってください。